

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 静岡県西部・中東遠地域の取組方針

令和 4 年 3 月

静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会

(浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、静岡県、
気象庁 静岡地方气象台、国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所、
電源開発株式会社、遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社)

目次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成委員	3
3. 地域の概要と主な課題	4
4. 現状の取組状況と課題	8
5. 減災のための目標	15
6. 概ね5年間で実施する取組	17
7. フォローアップ	24

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では、防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成 28 年 10 月 7 日付国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県・政令指定都市の管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組拡大の要請を行っている。加えて、平成 30 年 7 月の西日本一帯を襲った大規模広域豪雨を踏まえ、これまで進めてきた「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層加速化する必要があるとして、緊急行動計画が改定された。

これらを踏まえ、静岡県西部・中東遠地域においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、それぞれの河川の河川管理者と市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識改革と災害リスクに応じたハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための大規模氾濫減災協議会を設立し、令和 3 年度までに構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討、取り組みを進めてきた。

平成 28 年度より本協議会が実施してきた取組により、「危機管理型ハード対策」については概ね完了の見込みとなったところである。このほかの取組については、今後も継続的に実施することで静岡県西部・中東遠地域全体の防災・

減災における体制を維持し、より一層強固とすることが求められる。また、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトのとりまとめ（令和2年7月6日）を踏まえて令和3年3月30日に全国109全ての一級水系などにて策定、公表された「流域治水プロジェクト」と連携し、防災・減災の取り組みを一層推進することが求められる。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策としてこれまでの経緯を踏まえ、構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「静岡県西部・中東遠地域の取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてとりまとめ推進してきたが、令和3年度に計画期間が完了となる。このため、現行の取組方針（令和2年5月）をもとに今後5カ年（令和4年度～）の地域の取組方針を見直し、避難や水防対策等を継続的に推進するとともに、各河川で進められている「流域治水プロジェクト」の取組内容と連携を図っていく方針とする。

今後、本協議会の構成機関は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組む、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行うこととする。

個別河川の特性を踏まえた取組については、既に策定した取組方針と整合を図り実施するものである。

なお、取組方針は、協議会規約第5条に基づき作成したものである。

2. 協議会の構成委員

協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下の通りである。

構成機関	構成員
浜松市	市長
磐田市	市長
掛川市	市長
袋井市	市長
湖西市	市長
御前崎市	市長
菊川市	市長
森町	町長
静岡県 危機管理部	危機管理監代理兼危機管理部部長代理兼デジタル推進官
静岡県 経営管理部 西部地域局	副局長兼西部危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 袋井土木事務所	所長
静岡県 浜松土木事務所	交通基盤部理事兼所長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長
電源開発株式会社 水力発電部 中部支店	支店長
遠州鉄道株式会社	取締役運輸事業本部長
天竜浜名湖鉄道株式会社	常務取締役

3. 地域の概要と主な課題

(1) 地域の概要

本地域は、静岡県西部に位置し、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町の計7市1町から成り、面積は2,477km²で本県の約32%、人口は約131万人で本県の約35%を占め、一級河川2水系（天竜川、菊川）、二級河川11水系（太田川、馬込川など）が存在し、河川の管理延長は、約1,000kmに及んでいる。

西部・中東遠地域は、山間部では主に急峻な地形で豊かな自然に恵まれた地域である。山間部から遠州灘に南下するまで、天竜川の広大な扇状地や低平地が見られ、起伏に富んでいるとともに、海岸砂丘などの発達や海岸堤防の整備により、河川堤防と海岸線に囲まれた地域を有している。

土地利用は、鉄道や主要幹線道路の整備などにより、市街化が見られ、工場などが多数存在し、通勤・通学で多くの人々が交流している。また、みかんやメロン、お茶などの農作物が生産されている。

本地域の水害特性は、急峻な山地や台地を流れ下る急流による河岸侵食などによる被害、堤防の決壊などにより氾濫原に洪水が拡散して浸水する被害、低平地での長時間続く内水被害の特性があるとともに、どの被害においても孤立集落等への対応が必要になることが想定される。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和43年8月洪水

台風10号と秋雨前線の影響により、総雨量は佐久間で480mm、水窪で651mmを記録した。

浜松市天竜区他で浸水面積約350ha、被災家屋1,675棟（全壊流出17棟、床上746棟、床下912棟）に及ぶ被害となった。

○昭和49年7月洪水（七夕豪雨）

台風第8号と梅雨前線の影響により、天竜から三島を結ぶ東西線上を雨雲が通過し、平野部では144mm（浜松測候所）であったのに山間部において376mm以上、時間雨量90mm以上（都田連絡所簡易雨量計調べ）の豪雨となった。

浜松市地域において、急激に増水した都田川の橋梁が流出するなど甚大な被害が発生し、被災家屋約9,599棟、田畑冠水が約1,647haに及ぶ被害となった。

（浜松市史 新編史料編六 155-163頁、浜松市発行、平成22年3月）

○昭和50年10月洪水

日本海の低気圧と台風第14号崩れの南岸低気圧及びこれらを結ぶ温暖前線の停滞と通過による大雨の影響により、浜松で総雨量336mm、最大時間雨量81.5mmを記録した。

浜松市と湖西市（旧新居町）で浸水家屋約7,368棟（床上浸水1,101棟、床下浸水6,267棟）に及ぶ被害となった。

（静岡県異常気象災害誌 326-327頁、静岡県産業気象協会発行、昭和55年5月）

○昭和57年9月洪水

台風18号の影響により、12時間最大雨量275mmを記録した。

菊川流域において被災家屋2,095戸（床上1,004棟、床下1,091棟）、浸水面積616haとなる戦後最大の被害が発生した。堂山水位観測所では計画高水位を超え、菊川本川の上流域の菊川町（現菊川市）和田、吉沢、富田などで堤防決壊が4ヶ所、橋の流失2ヶ所、護岸崩落があったほか、支川牛淵川の菊川町（現菊川市）神尾地先で法面の崩落、また黒沢川排水機場が冠水し運転停止となる被害が発生した。

○昭和58年9月洪水

台風10号の影響により、総雨量は200～350mmを記録した。

浜松市天竜区他で浸水面積約60ha、被災家屋89棟（全壊流出2棟、半壊2棟、床上64棟、床下21棟）に及ぶ被害となった。

○平成10年9月洪水

平成10年9月の台風7,8号と本州南岸沿いの秋雨前線の影響により、総雨量は福田266mm、掛川193mm、浜松137mm、磐田消防署豊岡分遣所195mmを記録した。

豊岡村（現磐田市）では、浸水面積214ha、床上浸水28戸、床下浸水185戸の被害が発生した。

菊川流域では、被災家屋345戸、浸水面積476haの被害が発生した。

○平成23年9月洪水

台風第15号の影響により、総雨量は352mm、時間最大雨量88mm（熊地域雨量観測所）を記録した。

天竜区上野地区や両島地区の阿多古川は河道から氾濫水が溢れ、浸水家屋40戸（床上23戸、床下17戸）に及ぶ被害となった。

○令和元年10月洪水

台風19号の影響により、総雨量は244～440mmを記録した。

菊川市六郷地区では牛淵川で越水が発生した。氾濫危険水位超過による避難勧告の発令は、掛川市、菊川市の全域（約6万世帯、約16万人）に及んだ。

(3) 主な課題

地域の豪雨災害時の主な特性や課題は、以下のとおりである。

- 山地部では、急流部が多く河岸侵食や洗掘への備えが必要となると共に、災害時における孤立集落等への対応が必要となることが想定される。
- 扇状地・市街地部では、築堤部を抱え拡散型の氾濫形態の地区では市街地を中心に甚大な被害が懸念される。
- 低平地部では、地形的な要因から内水氾濫が発生しやすく、海岸堤防や河川堤防に囲まれた地域では、河川の氾濫が発生した場合、排水に長期間を要する可能性がある。
- 洪水氾濫の区域が河川管理者間で重複する区域は、国と県による連携した迅速な復旧活動が必要となる。
- 頻発する水害を念頭に、今後発生が想定される豪雨災害に対する住民の意識向上を図る必要がある。
- 浸水区域内に対し、まちづくりと一体となった取組を行い、被害の軽減を図る必要がある。

以上の課題を踏まえ、地域の大規模氾濫に備え、取組を継続実施することにより、「水防災意識社会」を持続し、防災・減災の取り組みをより一層推進させるものである。

4. 現状の取組状況と課題

静岡県西部・中東遠地域における減災対策について、現状の取組状況を確認し、課題の抽出を行った。現在実施している主な取組と課題は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○平成 26 年 4 月の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂において、避難指示等は空振りをおそれず早めに出すことが基本とされ、また、避難指示等の発令時に外が危険な場合には、屋内安全確保をとることも伝達することとされた。</p> <p>○市町では、タイムラインは関係機関と連携して作成しており、水害対応チェックリストは作成したタイムラインにより活用している。</p> <p>○一部の河川では、河川水位の動向に応じて、浜松河川国道事務所又は静岡県と静岡地方気象台が共同で「洪水予報」を発表している。</p> <p>●避難指示等発令の判断やタイミングが難しいため、首長の意思決定を後押しする河川管理者の支援が必要である。</p> <p>●中小河川についても避難指示等の判断基準に活用可能な水位情報等が入手できる措置を講ずる必要がある。</p> <p>●内閣府の新ガイドライン（避難勧告等に関するガイドライン：平成 29 年 1 月）に基づく、市町の避難指示等の判断基準の確認・見直しが必要である。</p> <p>●避難指示の発令等に着目したタイムラインを整備する必要がある。</p>
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援	<p>○避難確保計画作成のための関係機関への働きかけと技術的支援を行っている。</p> <p>○平成 29 年 6 月に水防法が改正されて、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が義務化され、令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正され、要配慮者利用施設の内、医療施設、社会福祉施設、学校の管理者が作成した避難確保計画について、市町村が施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をするこ</p>

	<p>とができる制度が新たに創設された。</p> <p>○施設管理者を対象に説明会を開催した。</p> <p>●要配慮者利用施設毎（医療施設、社会福祉施設、学校）の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率向上のための更なる行政支援が必要である。</p> <p>●技術的支援体制の更なる強化が必要である。</p>
想定される浸水リスク情報の周知	<p>○県、各市町、直轄管理河川では、計画規模の降雨を対象とした浸水想定区域図を作成し、ホームページ等で公表している。</p> <p>●最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、これに基づくハザードマップの改良が必要である。</p> <p>●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民の更なる理解促進が必要である。</p> <p>●水害リスク情報空白域を解消する必要がある。</p>
自主防災体制の強化	<p>○自主防災会への説明会等を年1回以上開催し、防災意識や知識の向上に努めている。</p> <p>●自主防災会等の会員は地域住民の持ち回りとなっており、防災に関する情報や経験が蓄積されず、継承もされない。また、地域によって、自主防災活動の充実度や地域全体の防災意識の向上度にばらつきが生じている。</p>
水災害教育の充実	<p>○小・中学校において、水災害を含む総合的な防災授業を実施し、気象庁ホームページでは防災授業素材を紹介している。</p> <p>○水防演習等、関係機関が開催する防災イベント時に、水防活動の取組や重要性を伝えるパネルなどにより、広報活動を実施している。</p> <p>○浜松市では「区版避難行動計画」、「防災マップ」および「防災ノート」を、磐田市では「磐田市防災ファイル」や防災用品チェックリストや家庭ごとの防災メモの作成シートを活用し、水防災意識の啓発に役立てている。</p> <p>○県では、防災リーダー育成のために、講習会や訓練、「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。磐田市では、女性を中心とした団体に講師向け防災セミナーを実施している。</p> <p>●学校・企業からの依頼がなければ水害を対象とした講座は実施されない状況である。</p> <p>●水災害に関する教育や啓発活動を継続的に行うための人材不足と、誰もが同じ視点で講習できる防災テキストがない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●流域外からの通勤・通学者に対する情報提供に関する取り組みが具体的に実施されていない。
<p>平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県では防災リーダー養成のために「静岡県ふじのくに防災士養成講座」を実施している。 ○県危機管理局・気象台では、職員が講師として学校や企業等に防災に関する出前講座を実施している。 ○住民・各種団体参加の水防訓練を実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民への自助・共助の大切さ、地域に潜む浸水リスクについて更なる啓発が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ●防災講習会の参加人数増、高頻度開催ができていない。
<p>住民等への情報伝達の体制や方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管内には河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを設置している。 ○防災行政無線、ホームページ、防災メールの配信等で情報提供を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい場合がある為多様な情報伝達手段を確保する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ●情報を入手した住民が内容を理解し、主体的に避難等の行動へ移せるよう更なる啓発が必要である。
<p>洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の活用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、気象台からのホットラインがあった場合、首長に伝達する体制を定めている ○必要に応じて河川管理者等へ助言を求める体制を整えている。 ○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報を市の避難判断の材料としている。 ○誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。
	<ul style="list-style-type: none"> ●国、県、気象台からのホットラインがあった場合、速やかに首長に伝達する体制の確認訓練が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット等による防災情報の入手先を分かりやすくし、住民自らが情報入手できる環境整備が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ●提供される情報の持つ意味や内容が理解されるよう更なる啓発が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ●水位計や監視カメラが設置されていない河川においても避難の判断に資する情報の提供が必要である。
<p>避難場所・避難経路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路については、防災隊長会議や防災講話で、地域住民に検討するよう啓発している。 ○防災ガイドブック（ハザードマップ）で避難場所について周知

	<p>を行っている。</p> <p>○自治会長会議で広報紙で周知するほか、水害版 DIG を実施することで住民自らが地域の課題を認識する機会を設けている。</p> <p>●想定最大規模降雨による浸水想定に対応した避難場所・避難誘導方法の検討が必要。</p> <p>●広域避難所の運営訓練の実績が少なく、自ら運営を行うという意識が低い。</p> <p>●津波や洪水を考慮して、浸水区域外への広域避難を考える必要がある。</p>
避難誘導體制	<p>○自主防災組織・消防団等と連携した避難誘導體制を定めている</p> <p>○具体的には定まっていないが、避難に関して緊迫した状況であれば、自主防災組織・消防団等と組織と連携した避難誘導を実施する。</p> <p>●地域に即した実践的な避難誘導の体制づくりが必要である。</p> <p>●自主防災組織・消防団等と連携した避難誘導體制が定まっていない。避難誘導訓練もできていない。</p> <p>●自主防災組織の避難行動要支援者を含めた避難誘導に対する熟度向上を図る必要がある。</p>

②水防に関する事項

項目	現状○と課題●
水防活動のための水防警報の伝達や河川水位等に係る情報提供	<p>○県では水防警報指定河川での水防警報を発表・伝達している。</p> <p>○市はメール・FAX 等により水防団に情報伝達している。</p> <p>○避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。</p> <p>○水位観測所における水位状況をライブカメラ情報として配信している。</p> <p>●情報伝達された際の各行政機関がより迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。</p>
河川の巡視	<p>○県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。</p> <p>○重要水防箇所として県水防計画書に記載するとともに県の HP で公表している。</p> <p>○重要水防箇所を中心に巡視を行っている。</p> <p>●河川巡視情報が伝達された際の各行政機関がより迅速に対応できるようタイムライン等の取組が必要である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●水防団員の安全確保に対し、更なる配慮が必要である。 ●確実な巡視のために、水防団員の増員が必要である。
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○水防倉庫等に備蓄している水防用資器材の確認を行っている。 ○自治会などで土のうステーションを設置する等、住民自らの浸水防止活動を促進している。 ●河川整備計画に位置づけられた資材の確保や水防作業の拠点となる防災ステーションが整備されていない。 ●地域住民が自宅などの浸水防止に使用できる土のうステーションが、計画通りに整備されていない。 ●複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に対し、十分な資機材の確保が必要である。 ●保管場所の確保、資機材の老朽化などに対し、確実な保管対策を行う必要がある。
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ○水防演習、講習会の開催により技術の維持・向上を図っている。 ○地域住民や水防団等を対象に、水防工法の習得を目的とした水防訓練を実施している。 ○水防団員の確保に向けて、水防訓練や防災会議時に水防活動の必要性を周知するとともに、水防倉庫等にポスターを掲示している。 ●防災意識向上に向けた継続的な取組を行うことで、災害に強い地域文化を形成する必要がある。 ●重要水防箇所や水防資材等の状況を第一線で活動する水防団とも共有する必要がある。 ●水防団員等の減少や高齢化による水防活動の低下を防ぐため、水防訓練等の継続した取組が必要である。 ●洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政が十分理解しておく必要がある。
自治体庁舎や防災拠点の業務継続の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水時の対策に対応した人員配置や機材配置及び土嚢の備蓄を行っている。 ●人員の確保や具体的な浸水対応手順を含めて業務継続体制の整備を行う必要がある。

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等の教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保している。
	○災害対策車両の運転操作や、建設資材の運搬・設置などの作業を速やかに行えるよう、民間会社と災害協定を締結している。
	●氾濫水を計画的に排水するための計画がない。
	●大規模浸水時の排水に備えて、資機材の把握や関係機関連携の訓練が必要である。
洪水調整をするダムや流域での流出抑制対策	○ダムについて適正な管理をしている。
	○県立高校等の校庭に貯留施設を設置している。
	●貯留施設の適切な維持管理を確実に行う必要がある。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現在の状況	○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。
	○河道の流下能力が不足している区間や本川水位の影響を受ける区間の整備を実施している。
	○水位計整備を推進している。
	○堤防決壊を想定した応急復旧に関する訓練を毎年実施している。
	●近年、激化する気象状況に対応した流域の治水安全度の向上が必要である。
	●水位情報が入手できる河川を増やす必要が有る。
	●現状の資機材や協定業者、堤防状況等を踏まえ、応急復旧に対応できるよう訓練を行う必要がある。
雨量や水位等の情報収集	○管内の河川水位や雨量等の情報収集をするため、水位観測所、雨量観測所、河川監視カメラを設置している。
	○水防法の指定河川では、規定に基づき洪水予報や氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報を提供している。

	<ul style="list-style-type: none"> ●水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。 ●流水を安全に流すためのハード対策と、氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための危機管理型ハード対策の整備が不十分である。
洪水を安全に流すためのハード対策の推進	○河道の流下能力が不足している区間や本川水位の影響を受ける区間の整備を実施している。
	●流水を安全に流すためのハード対策と、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策の整備を早急に計画的に進める必要がある。

⑤被害対象を減少させる対策に関する事項

項目	現状○と課題●
氾濫原の被害対象の減少	○令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられた。
	○市街地縁辺集落制度では一定の条件を満たせば、新たな居住地等を建築でき、浸水区域内の制限がない。
	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じる必要がある。 ●浸水区域内の新たな居住等に対し規制を講じる必要がある。 ●宅地建物取引団体等へ水害リスクを説明する必要がある。

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年間（令和8年度まで）に達成すべき減災のための目標を定め、本地域が一体となって取り組みを推進する。

【5年間で達成すべき目標】

①逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

②氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施する。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・住民に防災を意識してもらうための取組
- ・住民に避難行動してもらうための取組

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

【取組の方針】

上記を踏まえた取組の方針は、以下のとおり。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・ 確実な避難指示の発令に向けた取組
- ・ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定
- ・ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組
- ・ 水害リスク情報等の共有に向けた取組
- ・ 自主防災体制の強化
- ・ 水災害教育の充実
- ・ 避難行動を促す取組
- ・ 円滑で確実な避難に資する情報発信

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

- ・ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
- ・ 氾濫水を迅速に排水するための取組
- ・ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
- ・ 河川における機能の確保
- ・ 施設能力を上回る洪水への対応
- ・ 被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
- ・ 河川管理施設の整備等に関する事項
- ・ 被害対象を減少させる対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、平成28年度より各構成機関が「概ね5年間で実施する取組」として取組を実施してきた。

今後はこれらの取組を継続的に実施または体制を維持し、さらに流域治水プロジェクトの取組との連携を図り、多角的な大規模氾濫等の減災に努める。

各構成機関が取組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

■ 確実な避難指示の発令に向けた取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
避難指示等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
ホットライン体制の構築及び検証	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
ホットラインや洪水対応演習等の情報伝達訓練の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
河川管理者等からの情報提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
避難指示等発令の判断、伝達マニュアルの検証	引き続き実施	各市町、県

■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
●タイムラインの導入の推進及び訓練による検証・運用の確認	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
職員の誰もが水害対応できるチェックリストの作成	引き続き実施	各市町、県、国
●想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所、退避場所及び避難経路の検討・整備および住民への周知の実施	引き続き実施	各市町、県、国、鉄道
●地域が作成する避難計画の作成支援（緊急避難所の指定等）	引き続き実施	各市町、国

情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	引き続き実施	各市町、県、国、鉄道
確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	引き続き実施	各市町、県、国
対応行動整理表によるタイムラインの拡充	引き続き実施	各市町、県、国
国・県管理河川のダムや堰等の機能や効果、操作に関する情報を流域住民等へ周知	R2 から 順次実施	県、国
住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	R2 から 順次実施	各市町、県、国、ダム
浸水想定区域図を浸水ナビへ実装	順次実施	県、国
浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	引き続き実施	各市町、県、国
●企業BCPの作成支援	引き続き実施	国

■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
施設管理者等への理解促進	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
●医療施設の確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	H29 から 順次実施	各市町、県、国
●社会福祉施設の確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	H29 から 順次実施	各市町、県、国
●学校の確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	H29 から 順次実施	各市町、県、国

■水害リスク情報等の共有に向けた取組

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	H29 から 順次実施	県、国
●洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等（想定最大規模）を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	H29 から 順次実施	各市町、県、国
水位周知河川の拡大の検討	H29 から 順次実施	各市町、県
●危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置計画の整備及び見直しの実施	H29 から 順次実施	各市町、県、国
水害危険性の周知促進	引き続き実施	各市町、県、気象台
広域避難体制の検討	引き続き実施	各市町、県、国
県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	H29 から 順次実施	県、気象台
●水災害リスク情報空白域の解消	R2 から 順次実施	各市町、県

■自主防災体制の強化

主な取組項目	目標時期	取組機関
自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	引き続き実施	各市町、県、気象台
水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

■水災害教育の充実

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
●学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充・支援体制の構築	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
●関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施（出前講座、ワークショップ等）	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

●効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国、鉄道
地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

■避難行動を促す取組

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
●雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供や通行規制情報の周知（浜松市防災マップ）	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
●出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
●防災教育に向けた指導計画の促進・支援体制の構築	H30 から 順次実施	各市町、県、気象台、国
●住民向けの各種防災情報発信の充実	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
浸水実績等の周知	引き続き実施	各市町、県
●マイ・タイムラインの推進	引き続き実施	各市町、県、国

■円滑で確実な避難に資する情報発信

主な取組項目	目標時期	取組機関
水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・普及活動の実施	引き続き実施	各市町、県、気象台、国

②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	引き続き実施	各市町、県、気象台、国
●水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	引き続き実施	各市町、県、国
関係機関が連携した実働水防訓練の実施	引き続き実施	各市町、県、国、ダム
水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所共同点検の実施	引き続き実施	各市町、県、国
水防団員に対する教育・訓練（水防工法の伝承、安全教育など）の実施	引き続き実施	各市町、県、国
水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	引き続き実施	各市町、県、国

■氾濫水を迅速に排水するための取組

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	H29から 順次実施	各市町、県、国
氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	引き続き実施	県、国
排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	引き続き実施	県、国
●緊急時のポンプ排水（可搬式ポンプの設置）	順次実施	各市町

■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	引き続き実施	各市町、県、国
ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	引き続き実施	各市町、県
浸水被害軽減地区の検討	引き続き実施	各市町、県、国

■河川における機能の確保

主な取組項目	目標時期	取組機関
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	引き続き実施	各市町、県、国
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	引き続き実施	各市町、県
河川管理の高度化の検討	H30 から 順次実施	各市町、県、国

■施設能力を上回る洪水への対応

主な取組項目	目標時期	取組機関
優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	引き続き実施	各市町、県、国

■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水標設置	H30 から 順次実施	各市町、県、国
●迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや防災拠点の検討および整備の実施	引き続き実施	各市町、県、国
●堤防決壊時の緊急対策シミュレーションの実施	引き続き実施	国

■河川管理施設の整備等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
ダムの柔軟な運用	順次実施	各市町、県、国、ダム

■被害対象を減少させるための対策

※●は流域治水との連携が必要な取組項目を示す。

主な取組項目	目標時期	取組機関
●立地適正化計画における防災指針の記載（都市計画区域内）	R2 から 順次実施	各市町
●開発許可制度の見直し（市街地縁辺集落制度の見直し）	順次実施	各市町
●頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」に向けた取り組み	順次実施	各市町
●宅地建物取引業団体への水災害リスク情報等の説明	順次実施	各市町、県、国

※取組機関の略称について

各市町…浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町（左記の市町のうち1市町でも取組を実施する場合に記載）

県…静岡県

気象台…気象庁 静岡地方気象台

国…国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所

ダム…電源開発株式会社

鉄道…遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社（左記のいずれかまたは両方の構成員が取組を実施する場合に記載）

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則として、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、個別河川の特性を踏まえた取組については、取組方針と整合を図り実施することとする。

<添付資料>

概ね 5 年間で実施する取組(関係機関)

具体的な取組の柱		取組機関													
取組の中項目	No. 具体的な取組	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省	電源開発株	遠州鉄道株	天竜浜名湖鉄道株
		①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保													
■ 確実な避難指示の発令に向けた取組															
1	避難指示等発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	—	—
2	ホットライン体制の構築及び検証	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	—	—
3	ホットラインや洪水対応講習等の情報伝達訓練の充実	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	—	—
4	河川管理者等からの情報提供	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	—	—
5	避難指示等発令の判断、伝達マニュアルの検証	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	—	—	—
■ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定															
6	タイムラインの導入の推進及び訓練による検証・運用の確保	●	●	●	●	—	—	●	○	●	●	●	—	—	—
7	職員の数もが水害対応できるチェックリストの作成	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
8	想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図に伴う、洪水避難場所、避難場所及び避難経路の検討・整備および住民への周知の実施	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	●	—
9	地域が作成する避難計画の作成支援（緊急避難所の指定等）	●	○	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	情報伝達手段の多元化、通信機器の更新	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
11	確実かつ迅速な情報の提供と地域住民に避難の切迫性が確実に伝わる情報を提供	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	●
12	きめ細やかな情報連絡・情報共有を密にするための情報連絡室（関係機関との情報ネットワーク）の改善	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
13	避難を行う住民代表との避難に関する意見交換会の実施	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
14	対応行動整理表によるタイムラインの拡充	●	●	●	●	—	—	●	○	●	—	●	—	—	—
15	国・県管理河川のダムや堰等の機能や効果、操作に関する情報を流域住民等へ周知	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—
16	住民の避難行動につながるダム放流情報の改善や通知タイミングの改善	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	●	—	—
17	浸水想定区域図を浸水ナビへ実装	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—
18	浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	●	—	—	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
19	企業BCPの作成推進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—
■ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組															
1)施設管理者等への理解促進															
20	要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
21	施設管理者等への理解促進	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
2)避難確保計画の作成促進															
22	医療施設の確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	●	●	●	●	—	—	●	—	—	—	●	—	—	—
23	社会福祉施設の確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	●	●	●	●	—	—	○	—	—	—	●	—	—	—
24	学校の確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施	●	●	●	●	—	—	●	—	—	—	●	—	—	—
■ 水害リスク情報等の共有に向けた取組															
1)洪水予報河川、水位周知河川における取組															
25	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成	活用	活用	活用	活用	—	活用	活用	活用	●	—	●	—	—	—
26	洪水浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図、内水浸水想定区域図等(想定最大規模)を基にした洪水ハザードマップの作成・周知の実施	●	●	●	●	—	○	●	●	●	—	—	—	—	—
2)水位周知河川に指定されていない河川での取組															
27	水位周知河川の拡大の検討	●	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—
28	危機管理型水位計・河川監視用カメラ設置計画の整備及び見直しの実施	●	—	—	●	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—
29	水害危険性の周知促進	●	●	●	●	—	—	○	●	●	●	●	—	—	—
30	広域避難体制の検討	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
31	県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討	活用	活用	活用	活用	活用	活用	活用	活用	●	●	—	—	—	—
32	水災リスク情報空白域の解消	●	●	●	●	—	—	—	○	●	—	—	—	—	—
■ 自主防災体制の強化															
33	自主防災会が継続的かつ適切に運営されるための情報提供や体制・活動の支援	●	●	●	●	—	—	○	●	●	●	—	—	—	—
34	水害リスクが高い区間などに関する情報提供と説明会の開催	●	●	●	●	—	—	○	●	●	●	—	—	—	—
■ 水災害教育の充実															
35	学校などと連携した洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充・支援体制の構築	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
36	関係機関と協力・連携した普及啓発活動の実施(出前講座、ワークショップ等)	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—
37	効果的な「水防災意識啓発社会」再構築に役立つ情報や、浸水リスクを周知するための啓発資料の作成	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	●
38	地域における災害時の応急活動・マネジメントや平時の防災訓練の場でのリーダーとなる防災リーダー・講師の育成	●	●	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	—	—

※●：実施中・実施済、○：実施予定、—：対象外

具体的な取組の柱		取組機関														
取組の中項目		浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	静岡県	気象台	国土交通省	電源開発株	遠州鉄道株	天竜浜名湖鉄道株	
No.	具体的な取組															
①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保																
■避難行動を促す取組																
39	雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供や通行規制情報の周知(浜松市防災マップ)	●	●	●	●	●	●	—	—	●	●	●	—	—	—	
40	出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	
41	防災教育に向けた指導計画の促進・支援体制の構築	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	—	—	—	—	
42	住民向けの各種防災情報発信の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
43	浸水実績等の周知	●	●	●	●	●	●	—	—	●	—	—	—	—	—	
44	マイ・タイムラインの推進	●	●	●	●	●	●	●	○	●	—	●	—	—	—	
■円滑で確実な避難に資する情報発信																
45	水害時の情報入手のしやすさ・分かりやすさを支援するための広報活動の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
46	住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信・普及活動の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組																
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組																
47	水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	—	—	—	—	
48	水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
49	関係機関が連携した実働水防訓練の実施	●	●	●	●	—	○	●	●	●	—	●	—	—	—	
50	水防団や地域住民が参加する、水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	●	●	●	●	●	●	○	●	—	—	—	—	—	—	
51	水防団員に対しての教育・訓練(水防工法の伝承、安全教育など)の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	
52	水防団員確保に向けて、自治会への説明会や水防団の重要性をPRする資料を作成するなど普及啓発活動の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	
■氾濫水を迅速に排水するための取組																
53	浸水が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	
54	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画の策定	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	
55	排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
56	緊急時のポンプ排水(可搬式ポンプ)の設置	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進																
57	河川整備計画等に基づく治水対策の着実な推進	●	●	—	●	—	●	—	—	●	—	—	—	—	—	
58	ため池や水田など流域の貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策の推進	●	●	●	●	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	
59	浸水被害軽減地区の検討	●	●	●	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	
■河川における機能の確保																
60	河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	
61	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	
62	河川管理の高度化の検討	●	●	●	●	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	
■施設能力を上回る洪水への対応																
63	優先的に対策が必要な河道掘削などの洪水を河川内に安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	
■被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動に資する基盤等の整備																
64	円滑な水防活動のため橋脚等への簡易水位計・量水機設置	●	●	●	●	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	
65	迅速な水防活動及び緊急復旧活動を行う支援の拠点となる防災ステーションや防災拠点の検討および整備の実施	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
66	堤防決壊時の緊急対策シミュレーションの実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
■河川管理施設の整備等に関する事項																
67	ダムとの柔軟な運用	●	●	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—	
■被害対象を減少させる対策																
68	立地適正化計画における防災指針の記載(都市計画区域内)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
69	開発許可制度の見直し(市街地縁辺集落制度の見直し)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
70	頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」に向けた取り組み	—	—	●	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
71	宅地建物取引業団体への水災害リスク情報等の説明	—	○	●	—	—	—	—	○	●	—	—	—	—	—	

※●：実施中・実施済、○：実施予定、—：対象外